

# 第 2 回 第 三 者 評 価 委 員 会 会 議 録

## 1 日時等について

開 催 日	令和4年7月8日(金)
場 所	教育委員会室
開 会 時 刻	午前10時00分
閉 会 時 刻	午後0時03分
出 席 者	
評 価 委 員 長	尾 木 和 英
評 価 委 員	佐 藤 晴 雄
評 価 委 員	田 口 武 司
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	須 藤 浩 司
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	加 藤 康 弘
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	堀 啓 一
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
関係団体等からの出席者	
小 学 校 長 会 代 表 (第三吾孺小学校長)	川 中 子 登 志 雄
中 学 校 長 会 代 表 (吾孺第二中学校長)	駒 田 る み 子
小学校PTA協議会代表 (柳島小学校PTA会長)	末 富 裕 二
中学校PTA連合会代表 (吾孺第二中学校PTA会長)	泉 和 典

## 2 議題

- (1) 事業評価(すみだ教育指針「目標2～5」)について
- (2) 令和3年度施策・事業の総括審議について
- (3) その他

## 3 会議の概要

尾木委員長 ただいまから、令和4年度第2回第三者評価委員会を開会いたします。それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。議事(1)「事業評価(すみだ教育指針「目標2から5」)について)、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 前回に引き続き、事業評価として、「すみだ教育指針」に掲げている施策・事業についてご審議・評価をしていただきます。それでは、先に配付させていただきました、資料4「教育委員会の施策・事業における内部点検・評価結果」をご覧ください。本日は、15ページから最終の44ページまでに記載している、「目標2」から「目標5」までの施策・事業が点検・評価の対象となります。なお、確認のため、表の構成について、改めてご説明いたします。左ページには「令和3年度の事業の実施状況」と「成果」を、右ページには「課題」と「令和4年度以降の取組」を記載しています。また、事業によっては、昨年度の本委員会において、評価委員の皆様から頂戴したご意見等を枠囲みで記載しておりますので、審議の参考にさせていただければと思います。説明は以上でございます。

尾木委員長 それでは、はじめに、「目標2」の事業について、資料の順に所管課から説明をお願いします。

(次の事業について、主管課長が説明する。)

目標2 一人ひとりの子どもに応じた指導により、豊かな人間性と健やかな体を育てます

取組の方向1 豊かな人間性と体力向上への取組の推進

主要施策1 人権教育及び道徳教育の推進

1.4(事業1)人権教育の推進

1.5(事業2)道徳の教科化への対応

主要施策2 いじめ・不登校への対策強化

1.6(事業1)いじめの問題への対応

1.7(事業2)不登校問題への対応

18(事業3) SNS等の適切な使い方の啓発

主要施策3 体力向上への取組の推進

19(事業1) 体力向上推進事業

主要施策4 食育の推進

20(事業1) 食育推進事業

取組の方向2 個別の課題に応じた適切な指導の推進

主要施策1 特別支援教育の充実

21(事業1) 特別支援教育推進事業

22(事業2) 特別支援教室の整備

主要施策2 帰国・外国人児童・生徒への対応

23(事業1) 帰国・外国人児童・生徒への対応

主要施策3 教育に関する相談・支援

24(事業1) 教育相談推進事業

25(事業2) スクールサポートセンター

主要施策4 総合教育センターの整備

26(事業1) 総合教育センターの整備(再掲)

尾木委員長 ただいまの説明について、何かご質問等がございますか。

田口委員 「16 いじめの問題への対応」について、最近は、いじめは落ち着いてきていると聞いています。ヤングケアラーについては、いじめの問題なのか不登校の問題なのか迷いましたが、いじめにも関わってくると思い、ヤングケアラーについて質問します。私も、ヤングケアラーが問題であると聞いても、どの子どもがヤングケアラーなのか、よく分からないところがあり、学校の先生にお聞きしても、実態は掴んでいないように感じますので、実態を調査する必要があるのではないかと感じていますが、いかがでしょうか。

指導室長 ヤングケアラーの支援については、子育て支援の関係部署が所管しています。要保護児童対策地域協議会が実態の把握に努めて、福祉や介護、子育ての関係機関が連携して、その子どもや保護者に対する支援を行っています。所管部署の考えとしては、改めて実態調査は行わず、福祉や子育て部門、学校が連携して、発見し、関係機関につなげていくということです。学校に対しては、厚生労働省が作成したアセスメントシートという、チェックリストのようなものがあり、それを指導室が墨田区版に作成し直して、各学校に配布しています。それを基に、先生が気になる児童・生徒をチェックして、これは心配なケースだ、と思

ったときに、子育て部門へ連絡して、関係機関につなげています。また、スクールソーシャルワーカーが関わった時点で、そのようなことが判明すれば、スクールソーシャルワーカーを通して、福祉や子育て部門へつなげています。学校としては、そのように関係機関につないでいくということが重要であると考えています。

庶務課長 ヤングケアラーについては、はっきりとした法令上の定義がありません。一般的には、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子ども」とされています。現在は、指導室長が言ったように、関係機関が連携して、どういった支援をするか、きちんとつないでいくことが大事だという、共通認識を持った段階です。国の施策も、これからどのように展開していくのか、今のところはっきりしていない部分があるので、そういう現状を踏まえながら、困っている子どもがいないか、きちんと把握していきましょう、という段階です。

尾木委員長 いじめと不登校の課題は、子どもの心の教育に関わる中心的な課題なので、ここで、ほかの方々からご意見あるいはご感想等あれば、お聞かせいただきたいと思います。

小学校長会代表 「16 いじめ問題への対応」に「すみだ教育指針の年間目標に対する到達値」の記載があり、「小・中学校のいじめ認知件数に対し、解消した割合」が43.6%で、「目標値」が90%とありますので、かなり下回っているように見えます。学校でも同じように、いじめの認知とその解消率については、目標値を出していますが、例えば4件のいじめを認知したときに、そのうちの1件のいじめが解消せずに、継続して様子を見ていくという状況になった場合、解消率は75%ということになってしまいます。この目標値の設定が非常に難しいと、学校でも感じています。43.6%の解消というのは、目標値に対して低いように見えますが、解消率としては、高い方なのではないかという印象です。いじめは、単純に解決する問題ではないことが多いので、継続して様子を見ていかなければならないとなると、その目標値に到達するのが難しい状況もあると思います。

小学校PTA協議会代表 「17 不登校問題への対応」について、2点あります。1点目は、「令和3年度の事業の実施状況」の欄に、スクールカウンセラーがどのような対応をしてきたかという記述がありません。「すみだ教育指針」では、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し」という記述がありますので、実績があれば、きちんと書いたほうがいいと思います。2点目は、成果指標「不登校児童・生徒のうち継続的に登校できるようになった児童・生徒の割合」について、「すみだ教育指針」を策定した当時の現状値が36%で、令和3年度の実績が25%ということは、下がってしま

ったということになるので、そこはきちんと整理して、今後どのようにしていかなければならないのかということを書いたほうがいいと思います。

指導室長 スクールカウンセラー等については、資料4の23ページの「25 スクールサポートセンター」に書いています。不登校児童・生徒や保護者に対してはもちろん、スクールカウンセラーが関わっていますし、スクールソーシャルワーカーも関わっています。また、不登校児童・生徒の実数は、上昇傾向にあります。そのため、分母が大きくなってしまっているので、継続的に登校できるようになった児童・生徒の割合は、下がる傾向があると捉えています。

小学校PTA協議会代表 私の話は、「17 不登校問題への対応」の下の「すみだ教育指針の年間目標に対する到達値」の「不登校児童・生徒のうち継続的に登校できるようになった児童・生徒の割合」の話です。その数値が下がった理由が、分母が大きくなったからということですか。

指導室長 不登校児童・生徒が多くなってきている中、復帰できる児童・生徒数がそれほど伸びないので、割合としてはだんだん減ってきています。

小学校PTA協議会代表 不登校児童・生徒の実数を目標にしているのであれば、それが理由になると思いますが、割合を理由にしているので、それは理由にならないと思います。

尾木委員長 二人の発言に関連して、私も一言発言します。資料4の15ページの一番下、「いじめ認知件数に対し、解消した割合」が43.6%とあります。いじめについても、不登校についても言えることですが、「解決した」とか「継続している」という実態を把握するのは、非常に難しいことです。苦労している中で算出した数値だと思います。ここに非常に大きな意味があり、例を挙げて言うと、他区でいじめの重大事件の対応に関わったことが何回かありますが、そのほとんどが、いじめや不登校が継続している案件の中から発生します。「16 いじめ問題への対応」の「成果」のところに、「中学校進学後の学習指導や生活指導上に必要な情報について、小中学校の教員が連携し、引き継ぐ機会を設けた。」とありますが、学校外での人間関係など交友関係の情報を、小中学校が連携して共有し、常に注意を払う必要があると思います。学年末に、小学校6年生の担任の先生と、中学校の先生が情報交換をする場面では、情報交換すべきことがたくさんあるので、どうしても情報の共有が抜け落ちてしまいがちになります。しかし、継続している案件の実態把握と、指導の状況を共有するような機会にしていきたいと思います。「16 いじめ問題への対応」に関して言うと、「令和4年以降の取組」に、「各学校で、いじめ防止に関する授業を年3回実

施するとともに、いじめ防止授業や地域公開講座の際に、保護者、地域の方を交えた協議会等を行う。」とありますが、これは非常に重要なことです。継続している案件の実態把握と指導を多角的に行うということを、重視してほしいと思っています。

田口委員 いじめ問題について、小中学校の教員が連携し、引き継ぐ機会というのは、どのような機会なのか、教えてください。また、私の地域の中学校では、教員の服務事故の問題といじめ問題、不登校の問題を合わせて、第三者委員会を設けようとしています。委員会には、青少年育成委員や地域の町会の方、民生委員、保護司にお願いしていただくことにしたのですが、その点について、学校としてはどのように考えるのか、お聞かせください。

中学校長会代表 まず、小中学校間の引き継ぐ機会についてお話しします。吾嬭第二中学校の例になります。中学校3年生の先生と小学校6年生の先生が、情報交換を行います。そこでは、例えば「この子はピアノが弾けるので、伴奏ができます。」というような内容もあれば、「この子はまだ掛け算の九九が3の段までしかできません。」というような内容もあります。不登校についても、そこで引き継ぎを行います。先ほどお話があったように、その場では本当にたくさんの情報交換をしなくてはなりませんので、十分な時間が取れません。そこで、幼小中一貫教育を推進していますが、私は、これはとてもありがたいと思っています。年に2回から3回、教員が集まりますが、学力向上の部分では小中学校の教員が教科の分科会で連携しています。不登校などの生活指導の部分でも分科会を設けていますので、学年末の情報交換だけでなく、幼保小中一貫事業を行っていく中でも、連携する機会が保障されています。一つ付け加えさせていただくと、中学生になって問題が起こったときに、小学校の時のことが発端となっていることもあります。例えば、「小学校のときに発表をしてからかわれた、恥ずかしかった。だから授業で当てないでほしい。」とか、「あの子から見られているような気がする、だから見ないように言ってほしい。」などの事例があり、本校の場合は八広小になりますが、連携している小学校に、その都度、情報交換の機会を作っています。確かに、学年末の情報交換だけでは足りないのですが、幼保小中一貫事業でも補っており、問題が発生すれば、その都度補えているということをお伝えしたいと思います。また、地域の方が参加する第三者委員会を立ち上げたとお聞きしましたが、多くの学校は、いじめ防止対策委員会を設置しています。週1回程度情報交換をしており、重大事案に発展するような場合は、地域の方をお呼びして、一緒に教員の調査などを行っています。幸いなことに私は、この3年間はそこまで大きな問題に発展したことはありませんが、組織は用意されているということです。

中学校PTA連合会代表 いじめというのは、いじめられる側の認知数ですか、それともいじめた側の認知数ですか。

指導室長 「いじめられた。」という訴えがあって、学校が事実確認をして、いじめであると認知した件数です。

中学校PTA連合会代表 「いじめが解消した」というのは、いじめられた側が納得した場合の認知数ですか。

指導室長 そうです。

中学校PTA連合会代表 そうすると、いじめた側の子どもたちが反省した数ではないということですね。

指導室長 いじめの解決を図り、お互いが分かり合った場合でも、3か月は継続して様子を見ていくことになっています。3か月経過して、いじめの被害を受けた子どもが、特段何も問題がないということであれば、解消としています。

中学校PTA連合会代表 わかりました。何を聞きたいかということ、いじめの問題についての記載は、全ていじめられた側のサポートについてであって、いじめた側の矯正については、何も書かれていないということです。いじめというのは、いじめられる側、いじめた側、どちらにもサポートが必要です。いじめられた側は、多分一生記憶に残りますが、いじめた側は、ほとんど気にせず生活していることが多いと思います。友達としての付き合いなのか、いじめなのかという線引きは難しく、明確にはできないと思いますが、そこに気づかせてあげることが必要だと思います。

尾木委員長 いじめの問題というのは、非常に難しい問題です。まず、何をもちいていじめとするのかという定義についても、変遷があり、動いています。ご指摘のあった「認知」という問題も、何をもちいて認知とするのか、何をもちいて解消とするのかという問題も、ずっと動いています。その状況の中で、指導室は学校と協力しながら、墨田区の実態の中で基準を設けて、数値も出しているのだと思います。ですから、数値の考え方も、今後また動いていくだろうと思われます。

庶務課長 目標値と実績値の乖離についての議論だと思いますが、いじめの場合、重大な人権侵害ですので、目標値を実績値に合わせて下げるということはあり得ないと思っています。複雑な案件が増えていて、解消に時間を要しているのが実態です。これは本当に申し訳ないと思っています。不登校の件については、この目標値を定めた時点から、その後不登校が増えている実態があります。その当時の目標値と実態の乖離が出てきていますので、今後、す

みだ教育指針の改定に際して、反省点としていきたいと思います。

佐藤委員 「14 人権教育の推進」について、前年度の評価委員意見で「LGBTのような新しい課題についても進めてほしい」とあります。この課題はおそらく、いじめ問題も関係してきます。最近では、滋賀県の保育園児がいじめられたという問題もあったので、人権教育の課題とするのがいいと思います。もう一つ、いじめ問題の対応と人権教育の結びつきが、あまり読み取れません。いじめの事案が発生した後の対応に比重が傾斜しているようなので、人権教育といじめ問題を関連付けた施策があるといいと思いました。

尾木委員長 それでは、いじめの問題については、一旦ここまでとします。

田口委員 「20 食育推進事業」について、私の地域の小学校の話になりますが、給食室の改修工事が急に行われることになり、給食の代わりに弁当を出すため、ある業者に依頼したということです。学校側も、弁当の菌の増殖を防ぐ必要があり、冷たい弁当が更に冷たくなってしまったそうです。そのため、子どもたちが食べるのを非常に嫌がったと聞きました。私も試食し、確かに冷たかったのですが、学校の説明では、「今日はいいほうですよ。」ということでした。そのような状況では、子どもたちにとって問題があると感じました。給食室の改修工事は、真冬ではなく、ほかの時期に改修工事を計画することはできないでしょうか。もう1点、夏休みや冬休みの期間中のことですが、最近は家庭の状況で、学校の給食がないと家庭では昼食が食べられない子どももいると聞いています。昨日ラジオで聞いたのですが、おかずがつく食事が1日1食あればいいという子どももいるそうです。夏休みなどは、学校の調理室が空いているので、そこを利用して、休みの間も何かやってほしいのですが、それは経費の問題などがあると思います。先ほどのヤングケアラーの問題とも共通しますが、学校側に聞いても、子どもたちの食の実態をよく把握できていないような感じがします。休業中に小・中学生はどのような食事をしているのか、実態調査をしていただかないと状況は分からないと思います。食の問題を考える上で、実態調査をお願いしたいと思います。

学務課長 弁当が冷たかった、おいしくなかったというご意見は、複数いただいています。工事全体との関係もありますが、今後は、一番長い休みである夏休みに工事できるよう努力したいと思います。弁当の事業者については、アレルギーへの対応が可能な学校給食ができる事業者が非常に少なく、前は川崎市から弁当を運んでおり、再調理はしてはならないという決まりがあったため、そのような形になってしまいました。2点目の質問については、例えば、震災時に学校が避難所となった場合には、大いに利用価値があるという認識は持っています。しかしながら、通常の土曜日、日曜日も給食室で調理をするという考えは、現在

のところはありません。

指導室長 家庭での食について、学校が調べることは難しいと思います。「早寝早起き朝ご飯」という取組がありましたが、そのような形で、生活習慣を整えるという意味での啓発はできると思います。

田口委員 休業中の食生活の実態を調査してほしいと言ったのです。休業中のことです。夏休み、冬休みに、どのような食生活をしているのか、学校側も把握したほうがいいのではないかとということです。

指導室長 家庭の中のことになりますので、それは難しいのではないかと思います。

田口委員 そのような答えでいいのですか。家庭の問題ですか。

指導室長 子どもの生活リズムについては、生活指導の一環として学校は調査できますが、家庭の食の問題については、福祉部門の課題になると思います。

庶務課長 子どもの貧困の問題は、過去に福祉部門で調査をしています。実際に困窮しているのであれば、当然、福祉部門が対応していくことになると思います。福祉部門では、夏休みに学習会を開催していて、そこではお弁当を出しているの、全く手を差し伸べていないということではありません。困窮している実態があれば、地域の方から声をかけていただいて、支援機関につないで、対応していきたいと思います。学校が、子どもの日常生活全てに関わることは、教員の負担の問題にもつながります。生活支援は、福祉部門で対応するのが一番望ましいと思っています。

田口委員 わかりました。ほかで質問します。もう一つ、特別支援のことを質問します。特別な支援を必要とする児童・生徒の、通常学級での受け入れのことです。特別支援学級の子どもの支援は、十分配慮されていると感じていますが、通常学級での、重症に近い児童・生徒の受け入れに関しては、課題があるのではないかと感じています。私の地域の小学校で、学校の公開授業を見学したときに思ったことです。医療が必要な、重症であまり言葉を話せない、車椅子で寝たきりのような児童・生徒を受け入れる場合、例えば来年の4月から入学するということが事前に分かっている児童・生徒に対して、学校の設備の準備が非常に遅かった、準備が直前までかかってしまったと感じました。医療を必要とする児童・生徒を通常学級で受け入れるためには、もっと早めに、設備の改善や人員の確保が必要ではないかと感じました。

学務課長 今年度は、小学校で、重度の医療的ケアが必要な児童1名を受け入れています。一般的に、生まれたとき、保育園や幼稚園に通うときも、区役所が関わりますので、「何年

後には医療的ケアが必要なお子さんが区立小学校に入学する」という情報は、関係する課で共有します。今回も情報は把握していましたが、直前までなかなか準備が進まなかったことは事実ですので、可能な限り早く準備をできるように努力していきたいと考えています。

佐藤委員 「19 体力向上推進事業」について、以前から思っていたことですが、都の平均と比較して、数値が下回るものは「向上が課題である。」とするのは分かります。しかし、例えば50メートル走で、「遅くたっていいじゃないか。」、上体起こしが「多少悪くてもいいじゃないか。」という話もあります。数値が高いほうがいいということは分かるのですが、例えば、体力が落ちるとどういった問題が発生する、あるいは発生しがちであるという内容が入っているといいと思います。けがや事故が多くなるとか、健康上の問題があるとか、その辺りのことが書いてあると、数値が出てきても違和感がないのですが、その辺りが欠けている、数値だけの問題のように見えてしまうので、工夫してほしいと思います。

尾木委員長 「24 教育相談推進事業」について、「成果」の「4年度繰越件数 114件」となっていますが、この件数について、担当ではどのような評価をしていますか。

すみだ教育研究所長 これは、年度をまたいで相談が継続した件数です。電話相談に限らず、来所での相談も含め、全ての相談件数の中の繰越件数となります。相談者の中には、例えば1月に初めて相談に来る方もいます。年度末は3月ですので、4月以降も継続して相談を受けているケースも繰越件数に含まれています。担当としては、びっくりするほど多い件数とは思っていません。相談を受けた際は、基本的に相談を受けた時から1年以内を目安に、相談を終結できるように対応しています。教育相談室で終結できない場合は、速やかに関係機関につないで、解決に向かうようにサポートしていきたいと思っています。

尾木委員長 相談する方は年度などは意識していないということですね。

すみだ教育研究所長 そうです。

小学校PTA協議会代表 「25 スクールサポートセンター」の、区費のスクールカウンセラー配置校数が、小学校は23校ですが、全校ではない理由は何ですか。

指導室長 学級数が多い学校に配置するという基準があります。基準に満たない学校には、区費のスクールカウンセラーを配置していません。都費のスクールカウンセラーは全校に配置しています。

小学校PTA協議会代表 都費のスクールカウンセラーを全校配置しているから問題ないということでしょうか。

指導室長 はい。

尾木委員長 それでは次に、「目標3」の事業について、説明をお願いします。

(次の事業について、主管課長が説明する。)

目標3 学校(園)・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちを育てます

取組の方向1 地域と連携・協働した取組の推進

主要施策1 地域の人材を活用した教育の推進

27(事業1) すみだスクールサポートティーチャー活用事業(学力向上支援サポーター、一貫教育推進員、学生ボランティア)

28(事業2) 学校支援ネットワーク事業

29(事業3) 放課後子ども教室

30(事業4) リーダー育成事業

主要施策2 安全(防災)教育の推進

31(事業1) 防災教育の推進

取組の方向2 他機関との連携による学習指導・学習支援の推進

主要施策1 民間等と連携した教育活動の充実

32(事業1) すみだチャレンジ教室

主要施策2 図書館と連携した教育活動の充実

33(事業1) 学校図書館の充実

34(事業2) 学校と図書館の連携強化

取組の方向3 家庭の教育力向上への取組の推進

主要施策1 家庭を支援するための取組の推進

35(事業1) 家庭と地域の教育力充実事業

主要施策2 学校と家庭が連携した教育活動の充実

36(事業1) 小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行

37(事業2) PTA活動支援事業

尾木委員長 それでは、ここで5分間休憩して、休憩後にただいまの内容に関連したご意見を伺いたいと思います。

(休憩)

尾木委員長 それでは、時間になりましたので、先ほどの説明について、何かご質問、ご意見等はございますか。

佐藤委員 「29 放課後子ども教室」では、学習は一切取り上げていないのですか。

地域教育支援課長 学習を行っている学校もあります。

佐藤委員 そうすると「32 すみだチャレンジ教室」と少し重なるところもあるのですか。

庶務課長 地域の方が主体的に実施しているのが「放課後子ども教室」で、すみだ教育研究所が実施している事業が、「すみだチャレンジ教室」です。

すみだ教育研究所長 すみだチャレンジ教室は、学力向上を目的としています。

庶務課長 事業の目的と性質が違う事業であるをご理解ください。

佐藤委員 それでは、参加者の棲み分けはできているのですね。

すみだ教育研究所長 はい、すみだチャレンジ教室は学力向上を目的としており、勉強が得意でない子どもを対象に、本人と保護者の希望、学校からの話を踏まえて、参加者を決めて、参加していただいています。

地域教育支援課長 放課後子ども教室は、子どもたちの居場所づくりなので、青少年の健全育成の要素が大きい事業です。

佐藤委員 国の考えが、元々、放課後子ども教室には学習を取り入れないということであったのが、途中から、学習も取り入れていいという話になったので、事実上、学力向上事業の方向に転換しているところもあります。他区へ行くと、チャレンジ教室のような事業は実施しないで、その部分が放課後子ども教室になっているところもあるので、それでお聞きしました。

小学校PTA協議会代表 放課後子ども教室は、教育委員会の事業を、地域やPTAが受け皿になって実施しています。安全で安心な遊びの場を提供するイメージですが、実際には、授業が終わって、最初に机を並べて、低学年の子どもはまず宿題をやります。ただ、お母さん方はその宿題を見られるまでの力はないので、宿題をする時間と場所を提供しているという形です。本当は上手く連携して、知恵のある方にボランティアで来ていただくことができると、広がりもあると思っています。

尾木委員長 「31 防災教育の推進」の「成果」に、「地域と連携した防災訓練を全中学校で実施した。」とあります。墨田区では、防災については極めて重要な課題ですので、地域住民の立場からすると、幼稚園や小学校でも地域と連携した防災訓練が重要ではないかと思うのですが、その点はいかかですか。

指導室長 幼稚園、小学校でも、地域の方と連携した防災訓練は重要だと思います。例えば、引き取り訓練を実施するときに、その地域の防災に関わる方々と消火器訓練を一緒にやる、

ということが考えられると思っています。

尾木委員長 そうすると、「全中学校で実施した」とあるのは、実質的には墨田区の全部の幼稚園と小・中学校で実施されていると理解してもいいのでしょうか。

指導室長 「全中学校で実施した」とあるのは、中学校では、生徒会や防災に関するグループを作って取り組んでいるので、そういった枠組みで取り組んでいる、という意味です。小学校は、それぞれの地域の実態に合わせて様々な取組を実施していると思います。

田口委員 「30 リーダー育成事業」について、去年はサブ・リーダー講習会は中止になったと書かれていますが、去年の参加者は13名だったような気がします。今年のサブ・リーダー講習会とジュニア・リーダー研修会の参加者はどの程度ですか。もし、サブ・リーダー講習会の参加者が今年も少ない場合は、その原因や対応策をお考えでしたら教えてください。

地域教育支援課長 今年のジュニア・リーダー研修会の参加者については、令和3年度が73名でしたが、今年も同じ程度の人数で、大体70名前後で推移しています。サブ・リーダー講習会については、去年は13名の応募があったのですが、実際には中止になりました。去年の応募数が少なかったのは、対象を1学年に絞ったためです。新型コロナウイルス感染症の影響で大人数では実施できないため、1学年に絞り、13名の申込みという結果でした。通常は、4、5、6年生が対象で、50名から70名ぐらいの応募があります。令和4年度については、まだ募集を始めていません。青少年委員協議会との共催事業になりますので、協議しながら実施していきます。通常は、夏休みと冬休みを中心に行っていますが、ここ数年、その時期は新型コロナウイルスの感染者数が増えて、実施できませんでした。去年の状況を見ると、11月から12月上旬にかけての時期は、感染状況が少し収まっていたので、今年はその時期に、サブ・リーダー講習会を実施したいと考えています。

佐藤委員 「36 小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行」について、「小学校すたーとブック」は、非常に意義のあるものだと思っています。私の大学の卒業生が、区内の中学校教員をしているので、私が持っていた小学校すたーとブックを譲ったら、非常に関心を持っていましたので、もう少し配布の枠を広げるといいと思います。「中学校入学プレブック」は各中学校には1冊ずつの配布ですよね。そうすると、あまり見られていないような感じがしたので、配布の範囲を考えただけだと思います。

すみだ教育研究所長 中学校入学プレブックについては昨年度から工夫をして、小学校で児童に配布し、春休みに必ずやるように指導して、中学校に入学した次の日に担任の先生に提

出するようしました。プレブックの内容には、小学校の6年間で学習した問題の復習も入っていますので、春休みの宿題として解き、それを中学校の先生が見て、子どもの理解度などを把握した上で、4月からの授業に生かしてもらおうという取組を強化しています。掲載する問題についても、中学校の先生方にご協力いただき、知恵を借りながら進めています。

尾木委員長 それでは、「目標4」と「目標5」の事業について、説明をお願いします。

(次の事業について、主管課長が説明する。)

目標4 より良い教育活動を推進していくための環境づくりに取り組みます

取組の方向1 学校経営の強化

主要施策1 校務改善の推進

38(事業1)校務改善

主要施策2「地域とともにある学校」の運営

39(事業1)学校運営連絡協議会運営事業

主要施策3 学校経営の充実

40(事業1)学校(園)における第三者評価の実施

取組の方向2 学校施設等環境の充実

主要施策1 安全・安心な学校施設の整備

41(事業1)学校施設維持管理事業

主要施策2 環境に配慮した学校施設の整備

42(事業1)学校施設への環境配慮型設備等の導入

主要施策3 学校ICT化における学習環境の充実

43(事業1)学校ICT化推進事業

目標5 文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整えます

取組の方向1 オリンピック・パラリンピック教育の推進

主要施策1 オリンピック・パラリンピックに関連する教育の計画的な展開

44(事業1)オリンピック・パラリンピックに向けた取組

取組の方向2 郷土の歴史・文化の理解及び普及・啓発活動の充実

主要施策1 郷土文化に関する教育の充実

45(事業1)すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育

46(事業2)図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信

主要施策2 文化財の調査・保存

#### 4 7 ( 事業 1 ) 文化財の調査・普及

尾木委員長 ただいまの説明について、何か、ご質問、ご意見等はございますか。

田口委員 「38 校務改善」について質問します。新校務支援システムについて、出欠席の連絡がオンライン化されたようで、学校側からも、教育委員会は本気でやっているという話は聞くことができました。この資料を見ただけではよく分からないので、このオンライン化について、具体的にはどのような効率化が図れたのか教えてください。また、教員の働き方改革が言われていますが、今、先生方の負担になっているのは、部活動の顧問と言われていています。これ以外にも負担になっているものがあれば教えてください。また、産休等で代替教員の確保が非常に難しいと聞いていますが、学校対応になっているのではないかという気がします。都の教育委員会として、この問題にどのような対応を取っているのかを教えてください。

庶務課長 教員の負担軽減について、自動応答欠席連絡システムを導入しました。これはインターネットや電話の自動応答で、欠席の連絡を教員が電話で直接受ける必要がなくなるというものです。もう一つ、出退勤システムを導入して、勤務時間、長時間労働の管理を雇用主としてきちんとやるということです。ほかには、夏に一斉休業日を設けるなどして、去年の実績で言うと、教員一人当たりの残業時間が年間で3時間程度減少しています。教員の負担になる部分は、ICT機器の導入や、区の労務管理できちんとやっていきたいと思えます。

指導室長 臨時的任用教員の確保については、東京都教育委員会の採用選考に合格した方、臨時的任用として合格した方の名簿の中から、まず東京都が可能性のある方と折衝し、その結果、可能性のある方を学校に情報提供します。その後、学校が面談をして、学校がどの方をお願いしたいかを決め、区を経由して、東京都が任用を決定する、という形になっています。区のホームページでも、臨時的任用教員を募集しているということを知らせています。

佐藤委員 「40 学校(園)における第三者評価の実施」で、「第三者評価における各学校(園)の総合評価(A評価)」の目標値が80%であるのに対し、実績が40.9%で、約半分です。これは原因が何か考えていますか。

指導室長 A評価の学校もありますが、B評価の学校が多いです。学識経験者の評価もいただきながら実施しています。B評価となった学校については、コメントをいただいていますので、翌年度の教育課程の改善に生かしています。

佐藤委員 昨年度の対象校が、たまたまB評価が多かったということもありますか。あるいは目標値が高過ぎたということはありませんか。

指導室長 毎年度異なる学校を対象に、3年に1回全校を回っていますが、大きな違いはないと思います。

田口委員 「39 学校運営連絡協議会運営事業」の学校関係者評価について、地域の方からは、この評価を記入するのが非常に難しいという意見をよく聞きます。私も、評価項目に問題があると思っていたのですが、学校運営連絡協議会のメンバーに意見を聞くと、学校評価なんかどうでもいいという感覚の人が多いです。学校と地域との意見交換の場でいいのではないかという意見も言われていたので、そういった点にも問題があると感じました。また、小学校と中学校の学校運営連絡協議会はそれぞれ別の組織なので、両者間の連携がほとんど取れていない場合が多いので、学校と地域との連携を強化するためにも、年に一度ぐらいは、その地域内の小・中学校が合同で学校運営連絡協議会が開催できないかと思います。次に、コミュニティ・スクールにも関連しますが、コミュニティ・スクールというのは、地域による学校経営、人事にも参加できると書かれているのですが、導入した場合に気になることは、例えば地域のリーダー的な人が加わると、その人が学校にいろいろな意見を言って、学校側の対応が非常に難しくなるのではないかということです。今後、コミュニティ・スクールを実施する場合には、委員の人選について、例えば教育委員会からの推薦で半分を選出し、地域からの意見で半分を選出するなどの人選をしたほうが良いのではないかと思います。今後は、その辺りを含めて考えていただきたいと思います。

尾木委員長 情報提供も兼ねて、私の意見を申し上げます。「39 学校運営連絡協議会運営事業」の「課題」に、「学校運営連絡協議会を廃止し、コミュニティ・スクールへの移行を進めるための検討会議を開催し」という文言がありますが、私の把握している情報では、23区の大半の区が、コミュニティ・スクールに移行する区が多く、私が関係しているいくつかの区は、全校がコミュニティ・スクールに移行したという区があります。私は今、複数の学校で、コミュニティ・スクールの運営委員を仰せつかっていますが、極端な例で、1つはなかなか難しい学校で、1つはモデルスクールにも関わっています。コミュニティ・スクールは簡単にはいかない面がありますが、上手にコミュニティ・スクールを設定すると、非常に大きな効果があります。私が関わっているモデルスクールでは、例えば、「43 学校ICT化推進事業」の「課題」に、「ICTの活用に学校間や教員間で格差が生じている。」という文言がありますが、先々週、小学校でコミュニティ・スクールの運営委員会をやったのですが、近接の中学校の委員の方も関わって、小学校は授業を公開して、中学校の先生はコミュニティ・スクールの委員を中心に、中学校の関係者が小学校の授業を参観する

という機会を設けました。夏休み明けに、今度は中学校でコミュニティ・スクールを開催して、そこで授業を公開し、今度は小学校の先生が参加します。そういう機会を通して、今のICTに関する授業開発や、ICTの活用方法について知る機会になっています。また、コミュニティ・スクールの運営委員会が中心になって、学校支援本部を作り、そこが中心となって、学力の問題についても、土曜日、日曜日に、学校は一切関係せずに、地域が学校をサポートするようなことが、現に進んでいます。私が申し上げたことは、ぜひ、地域教育支援課と指導室が精力的に情報を収集して、うまく進んでいる例と、困難な例を集めて、校長会とも情報共有するよう、積極的に進めてはどうかと思い、発言をしました。

田口委員 学校支援本部とはどのようなものでしょうか。調べても、よく分からないのですが。

尾木委員長 学校によって様々です。私が話したモデルスクールの場合は、学校運営委員会があり、それとは別に、地域の方々を中心にした学校支援本部があります。別の学校では、退職した校長先生も加わって、校長先生が困ったことを相談しています。それに対して、地域の方が知恵を出し、町会と結びついてバックアップするようなことを行っています。ただ、これも難しいところは、地域が強くなってくると、校長先生がやりにくくなります。その辺りは情報を集めて、検討してみたらどうかと思います。

指導室長 情報収集が大切だと思いますので、精力的にやっていきたいと思います。質問にあった、学校運営連絡協議会での意見交換ですが、ご指摘のとおり、学校運営連絡協議会の目的として、学校や家庭、地域の方々が、学校を支援していくための意見交換をするということは大事なことだと位置付けています。次に、学校関係者評価については、学校運営連絡協議会の実施要領に位置付けています。この学校関係者評価は、学校自身が行った自己評価の結果に対して、その客観性や妥当性を評価していただくものです。この辺りが難しいかもしれません。お話を伺い、今後、改めて理解啓発をしていく必要があると思いました。次に、コミュニティ・スクールに移行した場合の人选等については、尾木委員長からお話があったとおり、情報収集しながら考えていきたいと思います。次に、複数の学校運営連絡協議会が、ブロックごとに一堂に会することについてですが、その場合、相当な人数になってしまうところがあります。実施要領では、各学校で年3回以上、その学校の課題解決のために協議をすると定めています。いろいろな形で開催するということであれば、各学校の協議会で判断していただきたいと思います。実施要領の中に守秘義務があり、学校運営連絡協議会の中で知り得たことは漏らしてはならないことになっていますので、その点は気を付けていただきたいと思っています。

尾木委員長 私は複数の区に関わっている立場から、墨田区の学校の第三者評価は非常に緻密にやっていて、こんなにきちんとやっている区はあまりないというぐらい丁寧にやっているとします。また、今行っている教育委員会の権限に属する事務の点検・評価も、こんなにきちんとやっているところは少ないというぐらい、墨田区はモデルケースだと私は思っています。

尾木委員長 続きまして、議事(2)令和3年度施策・事業の総括審議について、事務局から説明をお願いします。

庶務課長 本委員会では、「令和3年度の施策・事業を対象とした点検・評価」を目的に、2回にわたりご審議いただいております。今回は最終回となりますので、前回ご審議いただいた施策・事業も含めて、確認事項や質問事項、あるいは全体を通してのご意見・ご質問等があれば、よろしくお願いいいたします。

小学校PTA協議会代表 「37 PTA活動支援事業」の「課題」に、「単位PTAにおける適正な運営をお願いする」とありますが、この記述だと、適正な運営をしていないという誤解を受けるおそれがありますので、もう少し前向きな表現に、例えば「情報を共有して、よりよい運営を図っていくよう」などに、直してほしいと思います。

地域教育支援課長 わかりました。

尾木委員長 私もその部分は気になっていました。現在、PTAの運営が難しい地域がある中で、私は、隣の台東区と墨田区は、非常にうまく運営していると認識していました。PTAの代表から、今のような発言がありましたので、前向きに捉えていただきたいと思います。

地域教育支援課長 表現の仕方を考えていきたいと思います。

尾木委員長 次に、「2 その他」について、事務局から説明をお願いします。

庶務課長 例年、評価委員の皆様には、文書による評価もお願いしています。作成していただく様式を、評価委員の皆様の机の上に配付させていただいております。ご執筆いただく内容については、「総評」、「令和3年度の施策体系に基づく内部評価に対するご意見」、「重点審議対象事業に対するご意見」、以上3項目についてまとめていただきたいと思います。なお、文字数の目安としましては、「総評」については300文字程度、「令和3年度の施策体系に基づく内部評価」については800文字程度、「重点審議対象事業に対するご意見」については500文字程度でお願いできればと思います。また、提出期日でございますが、お忙しい中大変恐縮ですが、8月2日火曜日までにお願いいいたします。なお、この様式の電子データにつきましても、後ほどメールにてお送りいたします。委員の皆様からの文書によ

る評価等を頂戴した後、「報告書」として取りまとめさせていただきます。また、本委員会の会議録についても、案が出来上がり次第、内容等の確認をお願いする予定ですので、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

尾木委員長 以上で、予定されていた議事は、すべて終了しました。皆様、ご協力ありがとうございました。事務局から、ほかに何かありますか。

教育委員会事務局参事 評価委員の皆様、またオブザーバーとして参加していただきました校長会、PTA代表の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

尾木委員長 それでは、以上をもちまして、第2回第三者評価委員会を閉会します。